



Ascension

運営方針第601号

件名：請求および徴収の実施

件名

カトリック教会の機構として、Ascensionはカトリック社会教説の原則を遵守することに努めている。本運営方針は、人間として存在することで一人ひとりの固有の価値を認めるという人間の尊厳の原則に基づくものである。公益の原則は本運営方針の基盤であり、一人ひとりが繁栄できるように、私たちが共有する財における協力を促すものである。最後に、貧困者との連帯の原則は、貧困の影響を受けている人々に共感し、彼らのニーズに応え、彼らの代弁者となることを目指すものである。

本運営方針は、Ascensionの機構が一貫した、効果的な請求および徴収実施方針を持つという要件を定めるものとする。当機構の請求および徴収の実施には、個人の人間としての尊厳と公益を守ることに對する当機構の誓約および敬意、貧困に苦しむ人やその他の社会的弱者への特別な配慮および連帯、さらには分配の公正と財産管理に對する誓約が反映される。当機構は、当機構の従業員や代理人が尊厳と敬意および思いやりをもって患者およびその家族に接することを含め、カトリックが支援する施設の方針および価値を反映した行動をとるように取り計らうものとする。

本運営管理方針は、Ascension Health Procedure No.M-2 (件名「請求および徴収の実施」) に優先し、取って代わるものである。

定義

「Ascension」とは、Ascension Health Alliance (事業名Ascension) を意味する。

「Ascension Health」とは、Ascension Health (事業Ascension Healthcare) を意味する。

「Health Ministry」とは、救急治療およびその他の医学的に必要な治療を提供し、Ministry Marketが直接的または間接的に利害関係者または管理当時者として関与する地域の事業体を意味する。本方針における「Health Ministry」の定義に含まれる事業体の種類については、以下に詳述する。

「Ministry Market」とは、Ascensionがその使命を遂行し、Ascension Healthが唯一の構成員または主導権のある構成員としての役割を果たす、地域または地方の組織を意味する。

その他の定義は、本運用方針および添付の別紙に記載されており、参照することにより本書に組み込まれる。

運営方針

Ascensionの意図は、Ascension HealthのHealth Ministryのすべての患者が、サービスを受ける場所に関係なく、一貫した治療を受けられるようにすることである。これには、Ascensionブランドまたは管理する子会社が提供するすべてのサービスに対する本方針の適用も含まれる。本運営方針は、「救急治療」およびその他の「医学的に必要な医療」（これらの用語はAscension運営方針600の別紙Aで定義される）に該当しない医療の請求書には適用されない。

Ascensionは、各Health Ministryに本運営方針、および法的義務がある範囲において、内国歳入法第501条(r)項およびそれに基づき公布された規則（以下、総称して「501(r)」）を遵守させることを意図している。本運営方針ならびに別紙Aは、特に明記されている場合を除き、501(r)に従って解釈および適用されるものとする。Health Ministryには以下が含まれる。

- 当該治療の提供から得られる病院施設の所得が、Ascension（または適切な子会社）から以下を含む非課税対象として扱われる、州の認可を受けた病院施設
 - 完全所有（非営利法人の場合は支配下にある）子会社、または
 - その他の実質的に関連する事業体、つまり
 - Ascension Healthまたはその直接的もしくは間接的な子会社が資本持分または利益持分を保有し、州の認可を受けた病院施設において救急治療およびその他の医学的に必要な医療を提供する（税務上の）共同経営者、または
 - Ascension Healthまたはその直接的もしくは間接的な子会社が唯一の構成員であり、州の認可を受けた病院施設で救急治療およびその他の医学的に必要な治療を提供する無視される事業体
- 病院施設に代わって救急部門を運営する組織
- 雇用されている医師の診療所
- Health Ministryが管理する医師の診療所
- Ascension Healthまたはその直接的もしくは間接的な子会社が管理構成員であるか、または合弁事業が「Ascension」の名称またはロゴが付されており、病院として認可されているか否かにかかわらず、救急治療およびその他の医療上必要な治療を提供している合弁事業
- 委託契約に基づく請求

ただし、以下のものは（上記基準を満たす場合であっても）Ascensionの運営財務担当上級副社長およびAscensionの税務部による書面による除外承認を条件として除外される。

- Ascension Healthが、当該医療の提供を非関連事業として扱う（すなわち、Ascensionまたは該当する子会社が当該治療の提供による所得を課税対象所得として扱う）事業体
- 州の認可を受けた病院施設ではなく、「Ascension」の名称またはロゴが付されておらず、そのような合弁企業の契約書で、その合弁企業が資金援助を提供すること、または資金援助の提供もしくは請求および徴収の実施に関してAscensionの方針もしくは指示に従うことが想定されていない既存の合弁企業、または
- 主に教育または科学のために運営されている組織

501(r)の遵守が義務付けられているHealth Ministryに加え、Ascensionは、501(r)の遵守義務がないその他の機構(例: Ascension Senior Living)についても、適用されない可能性がある一部の技術的要件を除き、本手続きを遵守させることを意図するものである。501(r)の遵守義務がないとAscensionが特定したその他の機構は、Ascensionの法務部門および税務部門と連携し、適用されない可能性がある501(r)の条項を特定することができる。

本運営方針を推進するため、各Health Ministryの理事会または管理委員会は、本行政方針に**別紙A**として添付されている請求および徴収方針(「BCP」)を採択するものとする。各Ministry Marketは、本運営方針に従い、BCPの特定の側面(例: 適用される州法の遵守)をカスタマイズする権限を有するものとする。各Ministry Marketは、当該Ministry Market内のすべてのHealth Ministryに適用され、これらによって採択される単一書式のBCPを保持することが求められるが、当該Ministry Marketに複数の州が含まれ、かつ各州がBCPに影響を及ぼす異なる法的要件を課している場合には、複数の書式のBCPを保持することができる。カスタマイズが完了した後は、Ministry Marketへの指示事項である斜体のプロンプトや脚注を、容易に入手可能な状態にされるバージョンのBCPから削除しなければならない。Ministry Market BCPは、当該Ministry Marketの権限下にある各病院施設およびその他のHealth Ministryの理事会またはその他の統治機関によって批准(および採択)されるものとする。更新された請求および徴収方針は、遅くとも2020年6月30日までに発効されるべきである。また、各Ministry Marketは各病院施設が本方針に従ってBCPを容易に入手できるように取り計らうものとする。

A. その他の要件と例外

各Health Ministryならびにその病院施設およびその他の組織が、**別紙A**として添付されたBCPを採択し実施するにあたり、以下の追加の運営指針に従うものとする。

- 以下の制約は、Ascension運営方針600および適用される資金援助方針(以下「FAP」)で特定される、救急治療およびその他の医学的に必要な治療以外の治療に関する場合を除く徴収活動に適用される。
 - 個人の住居に対する抵当権は、以下の場合に限り認められる。
 - 患者(BCPで定義)が100%の慈善診療または資金援助の資格を有しておらず、かつ患者が当組織(BCPで定義)と患者との間で合意された支払いの取り決めに従わない場合
 - 抵当権は、個人の住居に対する差し押さえをもたらすものではない場合
 - 徴収代行業者または当組織のその他の代理人が行う抵当権について、当組織の経営陣による事前の審査と承認が得られている場合
 - 給与の差し押さえは、以下の場合に限り認められる。

- 患者が当組織の資金援助方針に基づく100%の慈善診療または資金援助の資格を有しておらず、かつ裁判所が患者の給与を差し押さえ可能であると判断した場合
 - 徴収代行業者または当組織のその他の代理人が行う抵当権について、当組織の経営陣による事前の審査と承認が得られている場合
 - いかなる組織も、徴収努力の結果として患者に対し強制破産手続きを申し立てることはない。
 - いかなる組織、徴収代行業者、または組織に代わって業務を行うその他の代理人も、勾引状、すなわち裁判官または裁判所が個人の逮捕のために発行する令状(身体拘束令状とも呼ばれる)の発行につながるような措置を講じてはならない。
 - いかなる組織も、未払残高に対して利息を課してはならない。未払いのために返送された小切手に対しては、事務手数料が課される場合がある。
- 各Health Ministryはまた、経済的困窮下にある患者の請求および徴収業務に関するAscension Healthの方針と手続き、および患者や家族へのすべての連絡において実施されるべき価値観に基づく手法を、当該Health Ministryが雇用する徴収代行業者に通知するため、すべての徴収代行業者との契約に**別紙B**に定める文言を盛り込むものとする。Health Ministryに代わって第三者が徴収代行業者を雇用する場合、Health Ministryはその第三者に対し、徴収代行業者との契約に**別紙B**に定める文言を盛り込むよう義務付けるものとする。
 - BCPは、上述の通り、各組織において採用されるべきである。
 - **別紙A**に記載されたBCPの様式からの大幅な逸脱は、Ascension上級副社長兼最高収益責任者の承認を必要とする。
 - 通常、当組織は、支払を受けるためにECA (**別紙A**で定義)を利用しないものとする。救急治療またはその他の医学的に必要な治療以外の選択的サービスに関連する未払残高のある口座、患者が多大な資産(例:高額の純資産)を有しながら支払を拒否している状況、あるいは不払いがFAPまたは本方針の条項に対する意図的な悪用であると組織が判断する場合を含む例外的な状況において、当組織はECAを利用することができる。これらの例外的な状況下において、当組織は本請求および徴収方針に含まれる規定および制限に従い、ひとつまたは複数のECAを利用する場合がある。組織は、組織のFAPに基づく部分的な資金援助のみの対象となったために残高がある口座、またはFAPに基づき全額資金援助の対象となった口座の自己負担金については、ECAを利用しないものとする。収益サイクル部門は、当組織が資金援助の適格性を判断するために合理的な努力を払ったこと、および当組織がECAを行うことができる例外的な状況が存在することを判断する最終的な権限を有する。

- 患者がFAPに基づき個人的に支払う責任があると判断された額を超えてケアのために支払った金額については、その超過額が5.00ドル未満である場合を除き、払い戻しが行われるべきである。FAPに基づき、患者は以下の場合、資金援助(または払い戻し)の対象とならない。
 - 患者の最初の退院請求から240日経過した後にFAP申請書が提出された場合に支払われた金額
 - 患者が(承認されたFAP申請書ではなく)推定スコアリングを通じて資金援助を承認された場合に支払われた金額

B. BCPを容易に入手できるようにすること

第501条(r)に基づき、各病院施設はそのBCPを「容易に入手できる」ようにしなければならない。第501条(r)およびIRS(国税庁)の解釈指針を遵守するため、各Health Ministryは、その権限下にある各病院施設が以下の措置を講じるように取り計らうものとする。

- 病院施設のウェブサイトでBCPを広く公開する
- 要請に応じて、郵送および病院施設内の公共エリア(少なくとも救急室がある場合は救急室、および受付エリアを含む)の両方で、BCPの紙のコピーを無料で容易に入手できるようにする

さらに、各病院施設は、英語だけでなく、特定の英語能力が限定的な(「LEP」)集団、すなわち、LEP人口が1,000人または当該病院施設がサービスを提供するコミュニティの5%のいずれか少ない方を超えるグループに対してもBCPを利用可能にしなければならない。病院施設は、合理的な方法を用いて、病院施設のコミュニティにおける、または病院施設によって影響を受けるかもしくは遭遇する可能性のあるLEP個人の割合または人数を決定することができるが、いかなる場合も、適用される地域医療ニーズ調査に関連して病院施設が行った同様の決定と矛盾してはならない。

明確にするために付け加えると、本運営方針601の全体をHealth Ministryのウェブサイトに掲載したり、一般に公開したりしてはならない。

C. 州法の遵守

第501条(r)の要件に加えて、病院施設が所在する特定の州では、請求および徴収業務に関して病院施設に追加の要件を課す場合がある。第501条(r)および本方針のその他の側面が州法の要件と抵触するか、あるいは一致しない範囲において、病院施設は、第501条(r)または州法によって課されるより高い水準の義務を、それがより低い基準の下での病院施設の義務をも満たす限りにおいて、履行しなければならない。州法の要件が本方針および第501条(r)の要件に追加される範囲において、病院施設は両方の義務を履行しなければならない。各Health Ministryは、自らの

BCPまたは付随する手順に、適用される追加の州の要件に対処する文言が確実に含まれているように取り計らうものとする。

他の方針および手続きの参照:

Ascension運営方針 # 600 - 困窮者に対する資金援助

別紙:

別紙A - 請求および徴収方針の書式

別紙B - 徴収機関契約の付録の書式



発効日: 2016年12月1日

改訂日: 2023年6月1日

承認者: Elizabeth C Foshage

氏名: Elizabeth Foshage

役職: EVP兼最高財務責任者

承認者: Thomas Vanosdol

氏名: Thomas Vanosdol

役職: ミッション統合EVP

Ascension Legal Servicesによる承認:

日付: 2023年6月1日

Ascension Seton

請求および徴収ポリシー

2023年7月1日

ポリシー/原則

Ascension Seton (以下、「当組織」) の方針は、その資金援助方針 (または「FAP」) に基づき、当組織における救急治療およびその他の医学的に必要な治療の提供について、社会的に公正な慣行を確保することである。本請求および徴収ポリシーは、資金援助を必要とする、当組織で診療を受ける患者に対する請求および徴収業務のために特別に策定されたものである。

すべての請求および徴収の実施には、個人の人間としての尊厳と公益を守ることに對する当機構の誓約および敬意、貧困に苦しむ人やその他の社会的弱者への特別な配慮および連帯、さらには分配の公正と財産管理に對する誓約が反映される。当組織の従業員および代理人は、患者とその家族に尊厳、敬意、思いやりをもって対応することを含め、カトリックが後援する施設の指針と価値観を反映する方法で行動するものとする。

この請求および徴収ポリシーは、雇用された医師のサービスや行動の健康を含む、当組織が提供するすべての救急医療およびその他の医学的に必要な治療に適用される。本請求および徴収ポリシーは、「救急治療」およびその他の「医学的に必要な治療」 (これらの用語は当組織のFAPにおいて定義される) に該当しない治療に對する支払取決めには適用されない。

定義

1. 「**第501条(r)**」は、内国歳入法第501条(r)およびそれに基づき公布された規則を意味する。
2. 「**異例徴収措置**」または「**ECA**」は、第501条(r)に基づき制限の対象となる以下の徴収活動を意味する。
 - a. 購入者が以下に記載された一定の制限を受ける場合を除き、患者の債務を他の当事者に売却すること
 - b. 消費者信用情報機関または信用調査機関に、患者に関する不利益な情報を報告すること
 - c. FAPの対象となる過去に提供された診療に對するひとつ以上の請求が未払いであることを理由に、医学的に必要な治療を延期もしくは拒否すること、または提供前に支払いを要求すること

- d. 破産における債権の申し出または人的傷害手続きにおける損害賠償を除く、法的または裁判手続きを必要とする措置。このような措置には以下が含まれるが、これらに限定されない。
 - i. 患者の財産に抵当権を設定する
 - ii. 患者の財産に対し担保権を行使する
 - iii. 患者の銀行口座または他の動産を差し押さえるか、他の方法で押収または没収する
 - iv. 患者に対し民事裁判を起こす
 - v. 患者の給与を差し押さえる

(たとえ上記に定められたECAの基準を一般的に満たしている場合であっても) ECAには以下は含まれない。

- a. 以下の内容に従い、債務の売却前に当該債務の購入者との間で法的拘束力のある書面による合意が存在する場合の、患者の債務の売却
 - i. 購入者は、医療に対する支払いを受けるためにECAに関与することを禁止される。
 - ii. 購入者は、債務が売却された時点で内国歳入法第6621条(a)(2)に基づき有効な利率（または内国歳入庁週報で公開された通知もしくはその他の指針によって設定されたその他の利率）を超える利息を当該債務に課すことを禁じられる。
 - iii. 患者が資金援助の対象であると当組織または購入者が判断した場合、当該債務は当組織に返却可能または当組織が回収可能である。
 - iv. 購入者は、合意書で規定される手続きに従うことを求められる。この合意書は、患者が資金援助の対象であると判断され、かつ当該債務が当組織に返却または回収されない場合、患者が購入者と当組織に対して支払う合計額が、FAPに基づき患者が個人的に支払う責任のある額を超えないこと、およびその額を超えて支払う義務を負わないことを確認するものである。
- b. 当組織が診療を提供した人身傷害の結果として、患者に支払われるべき判決額、和解額または示談額に対し、州法に基づき当組織が主張する権利を有する一切の抵当権、または
- c. 破産手続きにおける債権の申し出

3. 「FAP」は、当組織の資金援助方針を意味し、これは当組織およびAscension Healthの使命を推進し、かつ第501条(r)を遵守して、対象となる患者に資金援助を提供するための方針である。

4. 「FAP申請書」は、資金援助の申請書を意味する。

5. 「資金援助」とは、当組織のFAPに基づき、当組織が患者に提供する援助を意味する。
 6. 「当組織」は、Ascension Setonを意味する。詳細情報の請求、質問や意見の提出、または異議申し立てを行う場合は、以下に記載された、または当組織から受け取る適用ある通知や通信に記載された窓口連絡することができる。
- Ascension Seton
P.O. Box 204301
Dallas TX, 75320-4301
7. 「患者」とは、当組織から治療を受ける(または受けた)個人、および当該診療に対して支払責任を負うその他の人物(家族や後見人を含む)を意味する。

請求および徴収の実施

当組織は、提供したサービスに対する患者への請求書の定期的な発行、および患者との連絡のための整然とした手続きを維持している。当組織が提供したサービスに対して患者による支払いがない場合、当組織は、電話、郵送、電子メール、および対面による連絡の試みを含むがこれらに限定されない、支払を受けるための措置を講じる場合がある。当組織が支払を受けるために異例徴収措置または「ECA」を採用することは稀である。しかし、当組織の資金援助方針(「FAP」)の下で支援を必要としている患者のために、当組織の資源が引き続き利用可能であり、それらの患者に確実に提供されるように、当組織は例外的な状況においてECAを採用する場合があります。このような状況には、救急治療やその他の医学的に必要な治療ではない選択的サービスに関連する未払残高がある口座、患者が多額の資産(例:高額な純資産)を有しながら支払期日の到来した金額の支払いを拒否している状況、または支払いの不履行がFAPもしくは本方針の条項に対する意図的な濫用にあたりと当組織が判断する場合があります。これらの例外的な状況下において、当組織は本請求および徴収方針に含まれる規定および制限に従い、ひとつまたは複数のECAを利用する場合があります。当組織は、組織のFAPに基づく部分的な資金援助のみの対象となったために残高がある口座、またはFAPに基づき全額資金援助の対象となった口座の自己負担金については、ECAを利用しないものとする。Ascension上級副社長/最高収益責任者は、当組織が資金援助の適格性を判断するために合理的な努力を払ったこと、および当組織が個別のケースでECAに従事できる例外的な状況が存在することを判断する最終的な権限を有する。

第501条(r)に基づき、本請求および徴収ポリシーでは、患者が当組織のFAPによる資金援助の対象であるか、またはECAの実施を正当化する例外的な状況が存在するかを判断するために、当組織が講じるべき合理的な努力を規定する。例外的な状況が存在し、かつ患者がFAPに基づく資金援助の対象ではないとの判断が下された場合、当組織は、本書に記載された通り、ひとつまたは単数のECAを進める場合がある。

1. **FAP申請手続き**：以下に定める場合を除き、患者は当組織から受けた救急治療およびその他の医学的に必要な治療に関して、いつでもFAP申請書を提出することができる。資金援助の適格性の判断は、以下の一般的な区分に基づいて処理される。
 - a. **完全なFAP申請書**：完全なFAP申請書を提出した患者の場合、当組織は、診療に対する支払を受けるためのあらゆるECAを適時に停止し、適格性を判定し、以下に定める通り書面による通知を行うものとする。
 - b. **推定適格性の判定**：FAPの下で利用可能な最も手厚い援助よりも少ない援助の対象であると推定的に判定された場合、当組織はその判定の根拠を患者に通知し、より手厚い援助を申請するための合理的な期間を患者に与えるものとする。
 - c. **申請書が提出されなかった場合の通知と手続き**：完全なFAP申請書が提出されない限り、またはFAPの推定適格性基準に基づき適格性が判定されない限り、当組織は、診療に対する退院後最初の請求書が患者に送付された日から少なくとも120日間は、ECAの開始を控えるものとする。複数回の診療が行われた場合、これらの通知規定は一括される場合があり、その場合の期間は一括された中で最新の診療回に基づき算定される。FAP申請書を提出していない患者から医療費の支払いを受けるために1回以上のECAを開始する前、および例外的な状況によりECAの使用が正当化されるか否かの判定を下す前に、当組織は以下の措置を講じるものとする。
 - i. 対象となる患者には資金援助が利用可能であること、診療費支払を得るために開始を予定しているECAの内容を特定し、かつ当該ECAを開始する期限（書面による通知が提供された日から30日以降の日付とする）を記載した書面による通知を患者に提供する
 - ii. 平明な文言を用いたFAPの概要を患者に提示する
 - iii. APおよびFAP申請手続きについて、患者に口頭で通知するための合理的な努力を払う
 - d. **不完全なFAP申請書**：不完全なFAP申請書を提出した患者に対し、当組織は、FAP申請を完了する方法を書面で通知し、そのための期間として30暦日を患者に与えるものとする。この期間中、係属中のECAはすべて停止されるものとし、書面による通知には、(i) 申請を完了するためにFAPまたはFAP申請書に基づき必要とされる追加情報および / または提出書類の内容を記載し、(ii) 適切な連絡先情報を含めるものとする。
2. **治療の延期または拒否の制限**：FAPの対象となる過去に提供された治療に対する1つ以上の請求が未払いであることを理由に、当組織がFAPで定義される医学的に必要な治療を延期もしくは拒否しようとする場合、または提供前に支払いを要求しようとする場合、患者にはFAP申請書と、対象となる患者は資金援助が利用可能であることを示す書面による通知が提供される。

3. **判定通知**：

- a. 判定：患者の口座に関して完成したFAP申請書を受領した後、当組織は、適格性を判定するためにFAP申請書を評価し、45暦日以内に最終的な判定結果を患者に書面で通知する。この通知には、患者が個人的に支払う責任を負う金額の判定結果を記載する。FAPの申請が却下された場合、却下の理由と、不服申し立てまたは再審理の手順を説明する通知が送付される。
 - b. 払い戻し：当組織は、患者が診療に対して支払った金額が、FAPに基づき患者が個人的に支払う責任を負うと判定された金額を超える場合、その超過額を払い戻すものとする。ただし、その該超過額が5.00ドル未満である場合はこの限りではない。
 - c. ECAの取り消し：患者がFAPに基づく資金援助の対象であると判定された場合、当組織は、診療に対する支払を受けるために当該患者に対して講じられたあらゆるECAを取り消すため、合理的に利用可能なすべての措置を講じるものとする。かかる合理的に利用可能な措置には、一般に、患者に対する判決の破棄、患者の資産に対するあらゆる徴収または抵当権の解除、および消費者信用情報機関または信用情報機関に報告された不利な情報を患者の信用情報から削除する措置が含まれるが、これらに限定されない。
4. 不服申し立て：患者は、却下通知の受領から14暦日以内に追加情報を当組織に提供することにより、資金援助の適格性の却下に対して不服を申し立てることができる。当組織はすべての不服申し立てを審査し、最終的な判定を下す。最終的な判定により前回の資金援助の却下が支持された場合、書面による通知が患者に送付される。
 5. 徴収：上記の手続き（患者がFAPに基づく資金援助の対象であるかを判定するための合理的な努力を含む）の完了後、およびECAの使用を正当化する例外的な状況が存在すると当組織が判定した場合、当組織は、患者への請求および支払計画を設定、処理、監視するための当組織の手続きにおいて判定される通り、滞納口座のある無保険および過小保険の患者に対してECAを進める場合がある。本書に定める制限に従い、当組織は不良債権口座の処理のために定評のある外部の不良債権回収代行業者またはその他のサービスプロバイダーを利用することができ、かかる業者またはサービスプロバイダーは第三者に適用される第501条(r)の規定を遵守するものとする。

徴収代行契約の補遺

[Health Ministry名を挿入]¹ (以下、「Health Ministry」) および [徴収機関名を挿入] (以下、「徴収機関」) は、相互の対価として、20____年____月____日付で、当事者間の現行の徴収サービス契約を修正し、以下の内容を含めることに合意する。

1. Health Ministryおよびその関係会社は、内国歳入法第501条(r)項およびそれに基づき公布された規則 (総称して「501(r)」) を遵守し、かつ、すべてのHealth Ministryの患者に対して社会的に公正な請求および徴収をさらに確実に実施することを目的とした方針および手続き (総称して「本方針」) を採用している。
2. 徴収機関は、ポリシーを受領、確認、理解したことを認める。
3. 本補填の第4項に従い、徴収機関は、Health Ministryの患者が関与する徴収関連活動を行うにあたり、本ポリシーを遵守することに合意する。かかる活動には、以下が含まれるが、これらに限定されない。
 - a. Health Ministryへの未払額を徴収する目的で徴収機関に委託された、Health Ministryの患者または支払責任を負う者とのすべてのやり取り
 - b. Health Ministryへの未払額を徴収する目的で徴収機関に委託された、Health Ministryの患者または支払責任を負う者に対する、種類や性質を問わないすべての法的手続きまたはその他の徴収活動
4. 徴収機関は、常に第501条(r)に従って行動すること、およびHealth Ministryからの事前の書面による同意なしに、本ポリシーで定められた基準および要件から逸脱しないことに合意する。

[HEALTH MINISTRY]

署名: _____
 氏名: _____
 役職: _____

[徴収機関]

署名: _____
 氏名: _____
 役職: _____

¹第三者が徴収機関と契約している場合は、第三者が徴収機関と本補遺契約を締結できるよう、本補遺契約を修正する必要がある。